

鳴門市学校給食センター トイレ清掃業務仕様書

1. 件名

鳴門市学校給食センター トイレ清掃業務

2. 実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

3. 履行場所

鳴門市学校給食センター（鳴門市大津町備前島字松の本219番地）

4. 作業範囲

鳴門市学校給食センター1階トイレ、2階トイレ及び外トイレ

5. 作業日及び作業時間

原則として作業は、毎週火曜日と金曜日の8時～10時の間に実施する。
定期清掃については、休日の午前中に行う。

6. 作業人員

1名

7. 基本事項

(1) 清掃業務に必要な用具・資材は、すべて受託者の負担とし用品は良質の物とする。

(2) 消耗品のトイレトーパー・手洗洗剤・ビニール袋・石鹼等は委託者の負担とする。

(3) 光熱・水道の利用については、担当者の了解を得て無償で利用できる。

(4) 作業機材置場・休憩室等の利用については、担当者との協議の上決定する。

(5) 実施完了確認

作業終了後は必ず完了確認を受けること。

(6) 破損箇所及び異常の報告

作業中、建物内・工作物・物品等を破損又は破損箇所を発見した場合は、直ちに担当者に報告し指示を受けること。

(7) 就業

サービスは迅速丁寧に行い、制服・名札を着用すること。

作業員の氏名・履歴を明らかにし、委託者に報告すること。

(8) 秘密の保持

作業中に知り得た秘密は、一切漏らさない。

(9) その他

この仕様書に明記なきものについては、法令・社会通念を尊重し、その都度協議決定する。

8. 実施要領

(1) トイレの日常清掃

- ・床を水拭きする。
- ・汚れが著しい場合は、洗剤拭きとする。
- ・紙屑、汚物入れの内容物処理。
- ・扉、間仕切りの拭き上げ。
- ・洗面台及び衛生陶器類を適性洗剤で洗浄し、次亜塩素酸ナトリウムの希釈液で消毒する。
- ・鏡を拭き上げる。
- ・トイレットペーパー等を補充する。
- ・月に1回、洗浄清掃を実施する。

(2) トイレの定期清掃（年2回、8月と3月）

- ・床面、便器等、薬品洗浄を行う。
- ・扉、間仕切り等全面拭き上げを行う。